書　き　方

1　この申請書は、再びこの特例の適用を受けようとする年の１月 31 日までに提出してください。

2　この申請書を提出することのできる人は、１ページ目の２の(3)の金額が 300 万円以下の人に限られています。

3　２ページ目の表の売掛金、買掛金等の金額（売上や仕入、経費に関係のあるもの）は、現金主義の所得計算から通常の所得計算に切り替えるときに、調整するために必要なものですから、よく調べて正確に記載します。